

〔研究ノート〕

京都における朝鮮人学校閉鎖期（一九四八～一九五〇）の状況

——府・市による閉鎖措置と公立学校への転校の視点から——

松下佳弘

ノート概要

一九四八年から五〇年にかけての朝鮮人学校閉鎖措置により、多数の朝鮮人児童は日本の学校への転校を余儀なくされた。京都では、一九四八年五月、府当局と朝鮮人団体との「覚書」による朝鮮人学校の認可と公立学校内の特別学級設置によって、閉鎖措置を一旦は回避する。しかし翌年、政府による朝連解散措置により、京都においても、朝鮮人特別学級としての校舎使用の禁止と前年認可された朝鮮人学校の閉鎖・改組の措置がとられる。学校を失った朝鮮人児童は京都市立小学校へ転校する。これまであまり明らかにならなかったこの時期の京都の朝鮮人学校をめぐる状況と朝鮮人児童の市立小学校への転校について、主として行政文書を通して整理した。

はじめに

現在、在日韓国・朝鮮人の子どもの就学の場合は八割が日本の小中学校、一割が民族学校という状況である。こうした日本の小中学校に多数在籍する在日の子どもたちに目をむけた取組が始まったのは、京都市では「外国人教育の基本方針（試案）」が策定された一九八〇年代初頭のことであった。しかし、在日韓国・朝鮮人の子どもの大多数が日本の学校に就学する現在の形が成立したのは、それよりはるか以前の一九五〇年前後のことである。一九四八年から四九年にかけての朝鮮人学校の閉鎖措置がその直接の契機であった。

京都においても一九四五年の解放以降、多くの「国語講習所」が開設され、やがて朝鮮人学校へと発展する。一九四八年から五〇年にかけて

の朝鮮人学校の閉鎖により、その様相は大きく変動、多数の子どもが京都市立学校に就学することとなる。一九五〇年代になり現在につながる民族学校や民族学級が発足するが、それ以前の京都市における朝鮮人学校とその閉鎖の状況はこれまで主に朝鮮人学校側の資料から明らかにされている。しかし閉鎖の全体像や閉鎖に伴う公立学校への転校などの詳しい状況はなお不明である。ここでは当時の京都府の行政文書、京都連絡調査事務局の中央への報告文書、市立学校の資料等から、京都における朝鮮人学校閉鎖期の実相を少しでも明らかにしたい。

ノートの構成

1. 「閉鎖」前史―一九四五年―一九四八年
 - (1) 朝鮮人学校と「一・二四通達」
 - (2) 「一・二四通達」当時の京都の朝鮮人学校
2. 第一次学校閉鎖の措置「一・二四通達」以降の経過―一九四八年
 - (1) 京都府と朝連・教育会との覚書(五月)
 - (2) 教職員適格審査と朝鮮人学校の認可(九月)
 - (3) 京都市立学校の校舎使用の問題と特別学級の設置(十月)
3. 第二次学校閉鎖・改組の措置―一九四九年
 - (1) 陶化小学校校舎使用問題(九月)
 - (2) 朝鮮人学校の閉鎖・改組の措置(十月―十一月)
4. 市立学校への転校の措置―一九五〇年
 - (1) 朝鮮人学校閉鎖による児童の転校
 - (2) 京都市立小学校への転校の状況

□注記1. 先行研究 この時期の京都の在日朝鮮人の教育状況については以下の論考がある。

①朝・日関係京都研究会「文責・黄鎮益」『京都民族教育 解放後の足跡(略年表)』『同胞と社会科学』第五号 一九八九

- ②中島智子「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格―京都を中心として―」『京都大学教育学部紀要』第二七号 一九八一
- ③中島智子「解放直後の京都における朝鮮人民族教育（一九四五～一九四九年）」『在日朝鮮人史研究』二〇号 一九九〇
- ④呉鳴夢 成大盛「解放後の初期在京都朝鮮人民族教育（一九四五～一九五〇）」『社協京都会報』第九号 二〇〇七
- ⑤拙稿「京都市における在日韓国・朝鮮人教育の成立までの経過」『世界人権問題研究センター研究紀要』第九号 二〇〇四

〔注記2. 「朝鮮人学校」という名称について

一九四五年九月以降、全国各地に「国語講習所」も含め、在日朝鮮人に言葉や歴史を教えるための様々な態様の「学校」が設立された。中には教員一名、一教室というものから、生徒数が一〇〇名を超える大規模のもので、名称も「朝連〇〇小学校」「初等学校」等、多様であった。また経営主体も朝鮮人連盟（朝連）のほか居留民団系のももあった。ここではこの期に創設されたこうした在日朝鮮人の教育機関をとりあえず「朝鮮人学校」と総称することとする。

〔注記3. 「朝鮮人学校閉鎖期」について

一九四八年一月の「一・二四通達」を第一次学校閉鎖の措置と考え、一九四九年十月から十一月の一連の通達を第二次閉鎖の措置とした。したがって、ここでは、一九四八年一月から京都での朝鮮人学校からの転校がほぼ終了する一九五〇年までを京都における「朝鮮人学校閉鎖期」と考えることにする。

1. 「閉鎖」前史―一九四五年～一九四八年

（1）朝鮮人学校と「一・二四通達」

一九四五年秋以降、全国各地に朝鮮人の手で開設された「国語講習所」は、十月に結成された在日本朝鮮人連盟（朝連）の指導の下に組織化され、一九四六年六月からは初等学院等の名称で整備、次第に朝鮮人の子どもの教育機関としての役割を担うようになる。さらに朝鮮への帰還が停滞する一九四六年夏以降、朝連は、初等・中等・師範学校の三種類にするなど民族教育の体系化・正規化を進め、一九四七年十月には、朝連系の初等学校が全国で五四一校、五七、〇〇〇人の児童教を擁するまでに広がった。こうして占領下の朝鮮人の民族教育は急速に拡大したが、一九四八年以降その様相は一転、一九四九年十一月の「閉鎖命令」によりほとんどの朝鮮人学校が閉鎖され、多数の子どもが日本の公立学校に就学することとなる。ここでは、SCAP (Supreme Commander for the Allied Powers 連合軍最高司令官総司令部) と文部省の「教育政策」を取り上げ、朝鮮人学校閉鎖までの経過とその背景について概要を整理する。²⁾

これらの朝鮮人学校は日本の法律（学校教育法一九四七年三月三十一日施行）により認可を受けた学校ではなかった。戦後の混乱した状況の下で、校舎は朝連の分会事務所や日本の学校の教室など、教員は一、二名という学校が多くあり、教育内容も独自に決め、財政負担も自らが担

ったことなどから、当初から日本の教育法制のもとでの学校設置認可を受けることは考えていなかったものと思われる。

こうした朝鮮人学校に対して占領下にあった文部省、地方教育当局はどのような姿勢でのぞんだのか。朝鮮人学校が急激に増加する一九四六年当時には、在日朝鮮人の法的地位がSCAPによって明確に示されていない状況で、文部省は朝鮮人学校に対してどう対処するか方針は決まかねていた。しかし一九四七年になると状況は変わる。朝鮮人の集団帰還が一九四六年末にほぼ終結し、帰還しなかった朝鮮人の日本での定住の可能性が高くなり、SCAPは日本に在留する朝鮮人は日本の法令に従うべきことを表明する。³ これを受け文部省は、地方行政事務局からの「朝鮮人児童の義務教育について」という照会に、一九四七年一月に回答を示し、さらにこれを教育基本法、学校教育法施行にあわせて、同年四月、各都道府県に「朝鮮人児童の就学義務に関する件」として次のように通知した。⁴

一、朝鮮人の児童は日本人児童と同様、就学せしむる義務があるかないか。(回答) 現在日本に在留する朝鮮人は日本の法令に服しなければならない。したがって一応朝鮮人の児童についても日本人の児童と同様、就学させる義務があり、かつ実際上も日本人児童と異なった不利益な取扱をしてはいけない。しかし、就学義務を強制することの困難な事情が一方的にあり得るから、実情を考慮して適切に措置されたい。

二、朝鮮人がその子弟を教育するため、小学校又は上級の学校、若しくは各種学校を新設する場合に、府県はこれを認可して差支えないか。(回答) 差支えない。

戦後日本の新教育法制のもとになる教育基本法、学校教育法施行の一九四七年四月のこの時点で、在日朝鮮人の児童も義務教育を受けなければならぬことを初めて明確にしたわけである。と同時に「就学義務を強制することの困難な事情」があるから就学を強要することは現実的には難しいと考え、地方教育行政当局には「実情を考慮して適切に措置されたい」とした。また朝鮮人学校の認可についても「差支えない」とし、在日朝鮮人の民族教育を一定程度容認する姿勢を示した。しかし、すでにSCAPが在日朝鮮人は日本の法令に従うべきという方針を明確にしたことや戦後日本の新教育法制がスタートしたことなどにより、地方行政当局の指導・監督に当たっていた各地の地方軍政当局はこれまで日本の学校とは別個の存在であった朝鮮人学校とその教職員に注目するようになった。山口県では朝鮮人学校の登録と教員の「教職員適格審査」を行うよう県当局に指示し、県教育部は朝鮮人学校とその教職員の登録を行うよう指示、期限内に登録しない場合は閉鎖すると通達した。⁵ 大阪府や神奈川県は地方軍政当局においても類似の動きがあり、報告を受けた担当部局の民間情報教育局(CIE)は、朝鮮人学校に対しても地方行政当局が日本の教育関係法を適用する権限を持っていることを表明した。⁶ さらに朝鮮人学校に対する地方行政当局の権限を明確にするための通達を作成するよう

文部省に指示した。そして文部省は一九四八年一月二十四日「朝鮮人設立学校の取扱いについて」の通達（以下「一・二四通達」）を出した。

- 一、現在日本に在留する在日朝鮮人は、昭和二十一年十一月二十日付総司令部発表により日本の法令に服しなければならない。従って朝鮮人の子弟であっても、学齢に該当するものは、日本人同様、市町村立又は私立の小学校又は、中学校に就学させなければならない。また私立の小学校または中学校の設置は、学校教育法の定めるところによって、都道府県監督庁（知事）の認可を受けなければならない。学齢児童または学齢生徒の教育については、各種学校の設置は認められない。私立の小学校及び中学校には、教育基本法第八条（政治教育）のみならず、設置廃止、教科書、教科内容等については、学校教育法における総則並びに小学校及び中学校に関する規定が適用される。なお、朝鮮語等の教育を課外に行うことは差し支えない。
- 二、学齢児童及び学齢生徒以外の者の教育については、各種学校の設置が認められ、学校教育法第八十三条及び第八十四条の規定が適用される。
- 三、前二項の趣意を実施する為、適切な処置を講ぜられたい。

この通達は、前年四月の通知にあった「就学義務を強制することの困難な事情」や在日朝鮮人の「実情を考慮」に触れることなく、在日朝鮮人の児童生徒は日本の公立小中学校、あるいは日本の教育法の規定に沿って運営される私立小中学校に就学し、日本語で、日本人と同じ内容の教育を受けなければならないことを明示したものであった。また朝鮮語の教育を認めてはいるものの課外という枠でのものでしかなかった。朝鮮人児童生徒の日本の学校への就学義務の明示と事実上朝鮮人児童生徒のための朝鮮人学校の設置を認めないことを柱にしたこの「一・二四通達」に続いて、一月二十六日「朝鮮人学校の教職員についても教職員の適格審査を受けなければならない」という通達⁸⁾を都道府県知事に出した。在日朝鮮人にも日本教育法制を「平等」に適用するとしたこの二つの通達を受けた都道府県の教育部（一九四八年十一月には教育委員会発足）は、これ以降、在日朝鮮人児童生徒と朝鮮人学校に対して、次の三つの原則で向き合い、その実施に措置をとることになる。

- ① 在日朝鮮人児童生徒も、小学校、中学校への就学義務がある。
- ② 学齢児童生徒を対象とする朝鮮人学校は学校教育法により知事の認可を受けなければならない。
- ③ 朝鮮人学校の教員も教職員の適格審査を受けなければならない。

これらは在日朝鮮人の民族的な権利を奪うものであることは明らかであり、これを実施した場合、大きな反発が起きるであろうことは明らかであったが、二つの通達を受けた都道府県の教育部は二月、朝鮮人学校の代表者に対して、明示した期限までに文部省の地方事務所認可の手続きを行い、教員の資格審査を受けるように通告した。

(2) 「一・二四通達」当時の京都の朝鮮人学校

敗戦直後の一九四五年秋以降、京都府内にも多くの「国語講習所」が開設され、その後、朝連の指導のもと、「初等学院」「小学院」等の名称で、民族教育として組織化・体系化が進められたことは京都も同様であった。一九四七年九月には京都府内には朝連系の朝鮮人学校が三七校、教員五八名、生徒二四二四名であったとされている。⁹⁾これらの学校の中には、教員一―二名の規模のもの、独自の建物をもっていないもの、午後や夜間だけに開設しているものなど不安定な条件を抱えていたものも多い。また当時、学校設置認可を受けていたのは居留民団系の京都朝鮮中学校一校であり、他には十分な記録が残っていないこともあり、一九四八年当時の京都の朝鮮人学校設置の状況や個々の学校については多くが不明のままである。

ここでは、占領下の当時の京都の状況を逐一中央事務局に報告していた京都連絡調査事務局の朝鮮人学校関係の文書（以下「京連調文書」）に添付された「朝鮮人学校一覧表」¹¹⁾を手がかりに、朝鮮人学校閉鎖直前、「一・二四通達」当時の京都の朝鮮人学校の設置状況をまとめることとした。当時京都に設置されていたと考えられる朝鮮人学校について、その授業形態（朝からの授業か、放課後だけか）、学校認可の有無（小学校・各種学校等）・校舎の所有等の視点から、表1に整理した。¹²⁾

I. 朝から授業をしている学校

朝から授業を行っていた朝鮮人学校は朝連系の小学校（初等教育）として、京都市内三校と舞鶴市、現在の宇治市、宮津市にそれぞれ一校があった。また中学校（中等教育）として京都市内に居留民団系、朝連系それぞれ一校があった。これらの学校の児童生徒は日本の小中学校には在籍していなかったと考えられる。

① 西陣小学校（京都市中京区西ノ京両町一三）

解放新聞（第一三三三号、一九四八・五・五）によると、この朝連西陣支部では十三ヶ所の学院を持っているが、集中させて就学させる学校がなかったため基金を集め、この地にあった前工業高校を買収して開学すると報じている。一九四七年四月に朝連西陣初中等学校として開設されたとの資料もあるが、「解放新聞」の記事から一九四八年の開設と考えられる。七教室（他に職員室二）、教員一〇人、児童三〇〇人、独自の校舎を持ち、京都では最大規模の朝鮮人学校であった。一九四八年の「一・二四通達」から半年後の九月十五日付で、京都府が

京都における朝鮮人学校閉鎖期（1948～1950）の状況

表1 1948年「1・24通達」当時の京都に設置されていたと考えられる朝鮮人学校の一覧

授業の形態	場所	経営	校名	所在地	1949年9月の状況 ※資料1			備考
					校舎	教員	生徒	
Ⅰ 朝から授業	京都市		1 西陣小学校	中京区西ノ京両町13	教室7 職員室	10	300	1948/9/15学校設置認可 京都府告示第608号1948.9.21
			2 東中小学校	舞鶴市中舞鶴加津良	教室3 他1	5	55	1948/9/15学校設置認可 京都府告示第608号1948.9.21
	舞鶴市		3 久世小学校 (久世分校)	久世郡小倉村	教室3	6	50	西陣小の分校として認可?
			4 與謝朝連学校	與謝郡吉津村	不明			
	京都市	朝連	5 京都第一朝連初等学校 (陶化小学校内特別学級)	下京区東九条御霊町	教室4 職員室	4	100	市立小学校校舎借用
			6 紫竹学院	上京区	※1に記載なし			
			7 朝連西陣中学校	中京区西ノ京両町13	記載なし			1948年4月開校?学校認可? 朝連西陣小学校と同じ場所
	居留民団		8 朝鮮中学	左京区北白川東平井町	教室 講堂	6	200	1947/9/8各種学校認可 京都府告示第572号1947.9.23
9 九條小学院			下京区西九条比永城町		3	60	1948/9/15学校設置認可 京都府告示第608号1948.9.21	
朝連	10 東寺小学院	下京区八条源町	教室1 他2	1	53			
	11 山内小学院	右京区山内中畑町	教室1 職員室	1	44			
	12 梅津小学院	右京区梅津段町	教室2 職員室	2	30			
Ⅱ 午後授業 (小学校の放課後)	京都市	朝連	13 山科小学院	東山区山科御陵中内町	教室2 他2	「目下休校中」		1949/11/21各種学校認可 京都府告示第886号1949.12.16
			14 韓国学院 建国小学校	上京区堀川中立売役人町226(銀行前倉庫)	※1に記載なし			
	朝連	15 吉祥院小学校内特別学級	下京区吉祥院船戸町	教室1	1	30	市立小学校の校舎を借用 1949年「4月以降休校」市教委閉鎖措置済	
		16 住吉小学校内特別学級	伏見区仲之町	教室1	1	30		
		17 上島羽小学校内特別学級	下京区上島羽城前町	教室1	1	30		
		18 養徳小学校内特別学級	左京区田中大久保町	教室1	1	30		
		19 養正小学校内特別学級	左京区田中飛鳥井町	教室1	1	30		
		20 紫竹小学校内特別学級	上京区紫竹下岸町	教室1	1	30		
		21 安井小学校内特別学級	右京区太秦安井柳通町	教室1	1	30		
		22 桂小学校内特別学級	右京区桂巽町	教室1	1	30		(1949年4月より休校)
Ⅲ 夜間に授業	京都市	居留民団	23 在日本大韓キリスト教京都教会夜間学校	右京区西院矢掛町	教室5	4	106	(放課後、夜間に授業)

この表は、下記資料1を基本に、これまで先行研究等で明らかにされたものと下記資料2とを参考にして1948年の1月の「1・24通達」当時に京都府内に設置されていたと考えられる朝鮮人学校を一覧にしたものである。
 ※資料1：1949年10月10日京連第207号京都連絡調査事務局局長外務大臣宛「京都市教育委員会の陶化小学校内朝鮮人特別学級閉鎖問題経緯報告の件」添付「朝鮮人学校一覧表（昭和24年9月9日現在）」より作成
 資料2：1950年1月19日京連地第5号京都連絡調査事務局局長近畿連絡調整事務局宛「閉鎖朝鮮人学校在学児童の受入れに関する件」添付「朝鮮人学校閉鎖状況一覧表（昭和25年1月10日現在）」
 学校の名称は、資料によって異なっていたり名称の変更もあり、他の表と一致していないものもある。

学校認可（一九四八・九・二二京都府告示第六〇八号）をしている。同告示には京都朝連東中小学校、京都朝連九条小学院等六校とともに「学校設置の件を認可した」記載されているのみで、私立小学校としての認可なのか、各種学校なのか不明である。しかし、「京連調文書―朝鮮人学校―覧表」の備考の欄には東中小、久世小とともに「私立小学校認定」との記載があることから、これらの学校とともに私立小学校としての学校認可と考えられる。（認可の経過については、2―(2) 参照）

② 東中小学校（舞鶴市中舞鶴加津良）

朝から授業をする学校として、一九四六年に舞鶴市の元海軍倉庫事務所で開設されたとされるが、詳細は不明である。西陣小学校と同様に、一九四八年九月十五日付で京都府から学校認可をうけている。

③ 久世小学校（久世分校）（久世郡小倉村）

現在の宇治市伊勢田に、同じく朝から授業をする学校として、一九四五年に開設されたとされるが、詳細は不明である。京都府公報には学校認可の告示は見つからないが、「京連調文書―朝鮮人学校―覧表」には備考の欄に、西陣小、東中小とともに「私立小学校認定」の記載がある。さらに同じ欄にある学校長名が西陣小学校と同じ人物であること、別の「京連調文書」には「久世分校」という学校名になっているなどのことから、西陣小学校の分校として学校認可がなされていたものとも考えられる。三教室（他に職員室二）教員六人、児童五〇人、（別の「京連調文書―朝鮮人学校―覧表」では児童一〇〇人）独自の校舎を持ち、午前中から授業を行った学校であった。

④ 與謝朝連学校（與謝郡吉津村須津）

現在の宮津市吉津に同じく朝から授業をする学校として、一九四五年から開設されていたとされ、須津朝鮮人学校の名称もある。他の朝連系学校と違い、一九四八年九月の学校認可はない。

⑤ 京都第一朝連初等学校（京都七条朝連国民学院）（京都市下京区東九条御霊町 陶化小学校内特別学級）

現在の南区東九条の京都市立陶化小学校の四教室、職員室一を借用し、朝鮮人児童（当時一〇〇名）に対し、終日授業を行う大規模な学校であった。京都七条朝連国民学院の名称を一九四七年十二月、京都第一朝連初等学校に改称し（学校管理組合結成）、六学級に再編成したとされている。（経過については、3―(1) 参照）

⑥ 紫竹学院（京都市上京区 現在の北区と考えられる）

一九四六年開設とされる紫竹朝連学院（午後、夜間、土曜開設）や「紫竹小学校内特別学級」との関連や開設時期、所在地、就学の形態等不明な点が多いが、「京連調文書」には、一九五〇年一月現在の転学状況について「受入交渉中」とあることから、午前中から授業を行っていた学校と推測される。

⑦ 京都朝連西陣中学校（中京区西ノ京両町一三）

西陣小学校と同じ校地に一九四八年に開設したものと考えられ、学校認可の記録は見つからないが、一九四八年九月、西陣小学校と一体の学校として認可されている可能性がある。

⑧ 朝鮮中学校（左京区北白川東平井町 前文理高等学院校舎）

京都朝鮮人教育会（一九四六年九月創立、四九年四月大韓民国京都教育会と改称）が一九四七年五月十三日に開校（四学級一五〇名）、「一・二四通達」の半年前の一九四七年九月八日付で京都府が学校認可をしている。

このほかに朝から授業をしている学校として、GHQ文書一九四九・二・二八「Daily Operation」には、京都朝鮮人教育会の京都朝鮮小学校（未認可、教員六名）、京都朝鮮中央小学校（未認可、教員四名）と朝連による舞鶴桂林寺学校（未認可）があげられているが、不明な点が多く、表1には記載していない。

II. 午後に授業（小学校の放課後）に授業している学校

⑨ 九條小学校（下京区西九条比永城町―現南区）教員三人、児童六〇人、（一九四九年十月十九日閉鎖）

⑩ 東寺小学校（下京区八条源町―現南区）教員一人、児童三五人、（一九四九年十月十九日閉鎖）

⑪ 山内小学校（右京区山内中畑町）教員一人、児童四四人、（一九四九年十一月五日閉鎖）

⑫ 梅津小学校（右京区梅津段町）教員二人、児童三〇人、（一九四九年十一月五日閉鎖、同年十一月二十一日「あらためて各種学校として正式認可」、3―(2) 参照）

⑬ 山科小学校（東山区山科御陵中内町―現山科区）（四九年九月当時「休校中」）不明

これら五校は在日朝鮮人の比較的集住していた地域に、一九四六年頃に開設された朝連の学校であり、朝連の分会事務所などの建物を使

用し、地域の小学校に在籍する朝鮮人児童を対象に放課後や夜間に授業を行っていた。一九四八年の「一・二四通達」から半年後の九月十五日に、西陣小学校等とまとめて京都府が学校認可をしており、各種学校としての認可と考えられる。

⑭韓国学院 建国小学校（上京区堀川中立売役人町）

一九四五年九月、「銀行前倉庫にて開校」、設置者は朝鮮建国促進青年同盟京都府本部されているが、名称の使用、就学の形態等不明なことが多い。一九四九年十一月五日、閉鎖命令が出されたが、同年十一月二十一日、京都府が学校認可をしている。（一九四九・一二・一六京都府告示第八八六号）（4—2）参照

このような日本の小学校に通う朝鮮人児童を対象にいわば課外に開設された学校は、このほかに市立小学校の教室を借用したものもあった。これらの学校は陶化小学校校舎借用した京都第一朝連初等学校とは異なり、いずれも教室一、教員数一、児童数三〇と報告されている。一九四七年の朝連の資料¹³からも京都市立小学校所在地に「朝連〇〇第〇初等学院」の名称での学校が十数か所確認されることから、少なくとも一九四七年には京都市立学校の校舎を借用した朝鮮人学校が存在していたものと考えられる。しかしこれらの学校が市立学校の校舎を使用することになった経過については、「米軍政教育課及び日本当局と日本学校校舎借用交渉を重ねた結果、妥結し一九四六年十月末から実現」したとされているが、当該小学校、市教育委員会には資料はなく、不明な点が多い。朝連では「〇〇初等学院」という名称を使用していたと考えられるが、ここでは所在地の「小学校特別学級」という「京連調文書」の表記に従った。

⑮吉祥院小学校内特別学級（下京区吉祥院船戸町—現南区）

⑯住吉小学校内特別学級（伏見区仲之町）

⑰上鳥羽小学校内特別学級（下京区上鳥羽城前町—現南区）

⑱養徳小学校内特別学級（左京区田中大久保町）

⑲養正小学校内特別学級（左京区田中飛鳥井町）

⑳紫竹小学校内特別学級（上京区紫竹下岸町—現北区）

㉑安井小学校内特別学級（右京区太秦安井柳通町）

㉒桂小学校内特別学級（右京区桂巽町—現西京区）

Ⅲ. 夜間に授業をしている学校

朝連系の学校以外にも次のような学校が開設されていた。

② 在日本大韓キリスト教京都教会夜間学校（右京区西院矢掛町）

一九四六ころから開設されていたものと考えられ、G H Q文書一九四九・二・二八「Daily Operation」には「京都キリスト教夜学校（無認可）教員四人、生徒一〇六人、日曜学校からできたもので、朝鮮語、歴史、公民、音楽、聖書を教えている（英文）」とある。一九四九年五月三十一日、府が各種学校として学校認可をしている。設置認可申請書によれば、「在日同胞にして満八歳より二五歳までの子弟に大韓民国国語を授ける」とあり、第一学年から五学年まで各三〇名となっている。週四日、毎夜六時から八時までが授業とされている。

2. 第一次学校閉鎖の措置「一・二四通達」以降の経過―一九四八年

（1）京都府と朝連・教育会との覚書（五月）

朝鮮人児童生徒への就学義務の明示と事実上朝鮮人学校の設置を認めないことを柱にした「一・二四通達」を受けた教育行政当局による朝鮮人学校の閉鎖強行措置に対して、三月から四月にかけ山口、大阪、兵庫、東京などでは朝鮮人の激しい反対運動が展開された。四月二十四日のいわゆる「阪神教育闘争」では、朝鮮人学校が閉鎖され、阪神地区に非常事態宣言が出され、朝鮮人少年が殺されるという事態に至った。

京都では、府教育部から「一・二四通達」がいつ、どんな形で朝鮮人学校に伝達されたかはわからない。ただ、三月二日に京都府教育部長名で「朝鮮人児童並びに生徒の就学義務について」という通牒¹⁴が市町村長、学校長等宛に出されている。そこでは「一・二四通達」の主旨を「朝鮮人子弟の小・中学校への就学義務」「朝鮮人による学校設置は府の認可」「教科書、教育内容は学校教育法の規定が適用」「朝鮮語等の教育は課外で」という四項目に示し、関係者に「此の点必ずしも徹底してないように見受けられる」ので「御諒承の上よろしく指導を願う」といっている。京都ではこうした通牒が出されただけで、大阪、兵庫のような強制的な措置はなく、反対する朝鮮人との衝突という事態は起こらなかったと考えられる。朝連の記録によると、「阪神教育闘争」の報告会が朝連の支部分会ごとに開かれ、救援活動が展開されたという。

この「一・二四通達」をめぐる緊迫した事態は、中央段階では五月五日、朝鮮人側と文部省との間で覚書が交わされ一定の解決がはから

れた。¹⁵ 京都でも、四月三十日府教育部長が朝連と朝鮮人教育会の代表を招き、京都軍政部の同席のもとに協議会が開かれた。以後数度にわたる協議会が開かれ、中央での解決を受けた形で、五月中旬には朝連（五月十五日）、朝鮮人教育会（五月十八日）と覚書（以下「五・一五覚書」）が結ばれ、これが府の通牒（六月十一日付）として学校長、市町村長宛に知らされた。¹⁷

□覚書 * 京都府教育部長三第第八六号「在日朝鮮人児童生徒の教育について」（京都府公報一九四八・六・一一）による。

- 一、朝鮮人の教育に関しては教育基本法及学校教育法に従う。
 - 二、私立朝鮮人小学校及中学校においては義務教育としての最小限度の要件を満たした上、選択教科、自由研究の時間に朝鮮の国語、歴史、地理、文学、文化等朝鮮人独自の教育を行うことができる。
 - 三、(二)の場合において連合軍総司令部民間情報教育部の検閲を受けたものを教科書とし、朝鮮語により教育することが出来る。
 - 四、私立朝鮮人小学校及中学校における教員は朝鮮人教育会が自主的に査定し、且教職員適格審査委員会で適格の判定を受けた者につき協議して決定する。
 - 五、私立朝鮮人小学校及中学校の設置主体は財団法人でなければならぬが法人の設立認可申請書を一ヶ月内（特別の事情ある場合は二ヶ月内）に提出することを条件として学校設置を認可することができる。
 - 六、一般の小学校及中学校において義務教育を受けている朝鮮人児童、生徒のみを以て学級を編成し(二)に述べたような方法で朝鮮人独自の教育をすることができる。
 - (三)及(四)はこの場合にも適用される。
 - 七、一般の小学校及中学校において義務教育を受けさせる傍ら放課後、休日等において朝鮮人独自の教育を行うことを目的として設置された各種学校に在学させることができる。
 - 八、一般の小学校及中学校に在学すると私立朝鮮人小学校及中学校に在学するとを問わず、朝鮮人児童生徒は日本人児童生徒と総て平等な取扱いを受ける。
 - 九、校舎問題については実情に応じてできるだけ好意ある処置を講ずる。
 - 十、朝鮮人児童生徒の転学については特に便宜を供與する。
 - 十一、今後朝鮮人教育問題については京都府は朝鮮人教育会及び朝鮮人連盟と充分協議の上解決する。右の各條項を確認する。
- 昭和二十三年五月三十一日

京都府教育部長 京都朝鮮人教育会長 朝鮮人連盟京都府本部文教部長

この内容を整理すると以下の三点になる。①私立小学校、中学校として認可申請する。②一般の小学校、中学校で義務教育を受ける傍ら放課後・休日等に朝鮮人独自の教育を行う各種学校に在学させることができる。③一般の小学校、中学校で義務教育を受けている朝鮮人児童生徒のみの学級を編成し、選択教科・自由研究の時間に朝鮮人独自の教育を行うことができる。

この「五・一五覚書」は基本的には五月五日の中央のものに沿ったものであったが、日本の学校での朝鮮人児童生徒のみの学級を編成するこ

とができるとする特別学級の設置についての項目は中央のものではなく、京都独自のものであった。

「五・一五覚書」からもわかるように、京都でのこの問題の解決には、次の二つの課題があったと考えられる。一つは全国共通の問題でもある朝鮮人学校の学校認可であった。これは朝鮮人学校が教職員適格審査を受け、学校認可申請に必ずば必然的に進展することからであった。中央段階での五月五日朝鮮人側と文部省との覚書で約束されたことでもあり、京都でも、実際に五月以降学校認可に向けて、朝鮮人学校教職員の適格審査申請が進んだと考えられる。もう一つは、京都市立学校の校舎使用という中央にはない京都市での事情があった。前項で整理したように、これまで京都市では、朝連が市立小学校の教室を借り、放課後開設してきた数ヶ所の小規模な朝鮮人学校と朝鮮人集住地域の市立小学校の教室を借り、市立学校とは別に朝から朝まで授業をしてきた大規模な京都第一朝連初等学校があった。これらの学校は市立学校の校舎を借用し、自前の教室を持っていないため、今回の学校認可がなされる条件にないことから、学校の継続を学校認可でなく、市立学校内「特別学級の設置」という形で、双方が解決を図ろうとしたものではないかと考えられる。

「五・一五覚書」以降、京都では朝鮮人学校の認可とこの市立学校の校舎使用問題の二つをめぐっての動きが始まる。

（2）教職員適格審査と朝鮮人学校の認可（九月）

当時京都に設置されていたと考えられる朝鮮人学校（表1）の中で、この時期に学校認可を受けていたのは朝鮮人教育会の朝鮮中学一校だけであった。

一九四八年の二つの通達や「五・一五覚書」にも明記されているように学校認可については、教職員適格審査委員会で適格の判定を受けることと設置主体が財団法人であることが要件であった。京都の朝鮮人学校の学校認可に向けての申請の状況とその経過については資料がなく不明であるが、当時の京都府公報から朝鮮人学校の教職員適格審査と学校設置認可についてその一部を垣間見ることができる。

この時期の京都府公報には、日本の学校教職員の審査結果の判定通知が頻繁に掲載され、毎回多数の「適格者と判定」された教職員の学校名と氏名が掲載されている。この公報に掲載された審査結果の判定通知結果に朝鮮人の教職員名が見出せるのは一九四八年七月のものが初めてである。このことから、この「五・一五覚書」を受けて、朝鮮人学校側が学校設置認可に向けて、初めて教職員適格審査の申請をしたものと考えられる。一九四八年七月の公報には「京都府教職員適格審査の結果昭和二十三年六月三十日適格者と判定する」として府立、市立学校教職員名

とともに、「在日朝鮮人聯盟」の名義で、合計二十七名の名前がまとめて掲載されている。¹⁸⁾さらに同年八月三十一日付けで十三名、九月二十一日付で四名、いずれも学校名でなく「在日朝鮮人聯盟」の名前で掲載されている。これら合計四十四人の掲載名の中からは、当時の西陣小学校教員八名、九條小学校三名、東寺小学校一名、梅津小学校二名、京都第一朝連初等学校（陶化小学校内）一名の教員が確認でき、¹⁹⁾適格審査申請は朝連がその傘下の学校の教員をまとめて申請したことがわかる。

この適格者判定を受けてと考えられるが、同年九月の公報に朝鮮人学校七校の学校設置認可の告示が掲載されている。それによると、京都府は一九四八年の「一・二四通達」から半年後の九月十五日付で京都朝連西陣小学校、京都朝連東中小学校、京都朝連九條小学校、同東寺小学校、同山内小学校、同梅津小学校、同山科小学校の計七校を一括して学校認可をしている。²⁰⁾同告示には、名称（学校名）、位置（所在地）、管理者の一覧とともに「学校設置の件を認可した」とごく簡単に記載されているのみで、私立小学校なのか各種学校なのかの記載はない。ただ六校のうち、これまで西陣小、東中小は朝から授業を、他の四校は午後に授業を行ってきた経過、および同告示の学校名称が前二校は「小学校」、後四校は「小学校」となっていることから、それぞれ私立小学校と各種学校としての認可だったと考えられる。また設置者は全て「財団法人京都朝連学校管理組合」となっていることから朝連傘下の学校がまとめて法人結成をしたものと考えられる。

こうして課題の一つであった朝鮮人学校の学校認可問題は、朝から授業を行っていた二校を含む合計七校の朝連の朝鮮人学校が学校設置認可を受けたことで一定程度の解決をみたのである。ただ、この問題については次のような不明な点もある。

・教員適格者の中に京都第一朝連初等学校の教員が確認できるが、この学校は市立学校校舎を借用していることから認可申請ができなかったと考えられるが、実際はどうだったのか。

・学校認可をされた七校以外にも認可申請をした学校はあったのだろうか。「在日朝鮮人聯盟」の教員適格者四四人の中には認可されなかった学校の教員もいたのではないか。

(3) 京都市立学校の校舎使用の問題と特別学級の設置（十月）

もう一つは京都市立学校の校舎使用をめぐる問題であった。これはこれまで市立学校の教室で放課後授業をしていた朝鮮人学校と日本人児童とは別に朝から授業をしてきた京都第一朝連初等学校の校舎使用の問題を「特別学級の設置」で解決を図ろうとしたものと考えられることは前に述べた。

京都府との「五・一五覚書」には、「一般の小学校及中学校において義務教育を受けている朝鮮人児童、生徒のみを以て学級を編成し」「朝鮮人独自の教育をすることができる」という項目がある。これは、「五・一五覚書」の項でもふれたが、一九四六年以降、主として京都市内の朝鮮人集住地区の小学校の教室を借用して「朝連○○第○初等学院」の名称で開設されていた朝鮮人学校の教室としての借用を改めて確認するとう性格のものであったと推測される。とりわけ、在日朝鮮人の多住地域の南区（当時は下京区）東九条に位置する京都第一朝連初等学校の校舎使用の問題は、職員室も含め五教室と規模も大きく、朝連にとっても大きな課題であったと考えられる。

そのため「五・一五覚書」以降、朝連は朝鮮人学校認可問題とあわせて、京都市立小学校の校舎借用問題について、校舎の管理者である京都市教育局と交渉を重ねてきたと考えられる。

「五・一五覚書」締結後の朝連と京都市教育当局と交渉経過は不明であるが、四ヵ月後の十月には、市立学校の管理者である京都市教育局（同年十一月教育委員会発足）と朝連との間で「朝鮮人児童への特別な教育」に関して次のような覚書が交わされている。

□京都市教育局と朝連との間で「朝鮮人児童への特別な教育」に関しての覚書

- ・特別教育は、原則として放課後に教育課程外のものとして、校長の指導のもとに行われること。
- ・特別教育中の建物・設備損壊に対する弁償及び教員への給与・諸経費については朝連が負担すること。
- ・覚書に違反する行為及び正課教育に悪い影響を与えるようなことが発見された場合には、部分的あるいは全般的に特別教育は中止される。

これは中央の段階での文部省との覚書にはないが、府教育部と五・一五覚書に明示されている「特別教育」を行う条件をさらに具体的に京都市教育局との間で確認したものである。京都市教育局がこれまで市立小学校の校舎を使って放課後に行われていた朝連による朝鮮人教育を「教育課程外のものとして、校長の指導のもとに行われる」として自らの監督権を明確にすることで、校舎の使用の継続を願う朝連の主張を認めただものでもあったと考えられる。これによりこれまで放課後の朝鮮人学校が開設されていたとされる学校を中心に、紫竹小、養正小等九校、十九教室の使用が許可された²¹。この許可された九校の中には京都第一朝連初等学校が使用している陶化小学校の四教室も含まれている。しかしこの京都市との覚書については、関連資料が見当たらないことや校舎使用が許可された学校での「特別教育」についての記録等がないこともあり、十月以降の状況についてはわからない。ただ、「京連調文書」には、陶化小学校を除く八校について、「本年（注、一九四九年）四月以降休校、

市教委で閉鎖措置済」とあることから、半年後の四月には閉鎖されたものと考えられる。

このように一九四八年の「一・二四通達」による朝鮮人学校の閉鎖という事態は、京都では、朝連の申請による朝鮮人学校の京都府の認可と「朝鮮人児童への特別な教育」のための京都市の学校校舎使用の認可という二つの措置によって、とりあえず一旦は回避されることとなった。

3. 第二次学校閉鎖・改組の措置―一九四九年

(1) 陶化小学校校舎使用問題 (九月)

しかし、一九四九年になると、「朝鮮人児童への特別な教育」のための京都市立学校の校舎使用をめぐって新たな事態が展開する。

一九四八年十月の京都市との覚書によって許可された九校のうち八校は放課後開設されていた小規模なものであるが、唯一、陶化小学校では以前からその校舎を使用して京都第一朝連初等学校（京都七条朝連国民学院が名称変更）が日本人児童とは別に朝から授業を行っており、十月の覚書以降も従来の形態での授業が継続されていた。陶化小学校校舎使用問題の背景とこのこれまでの経過について「京連調文書」の記述を抜き書きして整理する。（暦年は西暦表記とした。）

- ・ 朝連京都府本部では終戦後の教育変動期における朝鮮人教育の暫定的措置として一九四六年五月京都市教育局の許可を得て、京都市下京区東九条に所在する陶化小学校内の四教室及び一教室を一年の期限をもって借用し、朝鮮人独自の教育を行うこととなった。爾来朝連側では前記教室において朝鮮人児童（当時約一〇〇名）に対し、終日（一九四六年の市の許可書には使用時間は午後一時以降となっていたが、実際には午前中より使用されている）授業を行っていた。
- ・ 翌一九四七年、一九四八年の各学年変りに朝連側は使用期間の更新方申請したが、市側の方針決定をせざるまま利用されておいた。
- ・ 京都府教育当局は夙にこの特別学級の設置は憲法八九条、教育基本法第三条、地方自治法第二二二条、二三〇条違反につき、市教育当局に速やかに善処するよう市教育当局に催告する處があった。
- ・ 一九四八年五月の文部大臣と在日朝連中央本部文教部長との間に交換された朝鮮人教育に関する覚書により又京都における朝鮮人の経済状態悪化し、彼等が多額の朝鮮人教育費□施設費負担に耐えられない現状にも鑑み、この種無許可の特種学校を暫定的に認めることとなり朝鮮人の教育に関する覚書が京都府教育当局と朝連京都府本部間に交換された。
- ・ 同覚書第六項は一般の小学校及び中学校において義務教育を受けている朝鮮人児童のみを以って学級を編成し、放課後に朝鮮人独自の教育を行うことが出来る旨を認めているので、陶化小学校内特別学級（右覚書により京都第一朝連初等学校管理組合が組織された）はこれを利用して従来通り授業を行って来た。

ここでは、なぜか前年十月の京都市との「朝鮮人児童への特別な教育」の覚書の存在にはふれることなく、五月の府との「五・一五覚書」第六項により暫定的に認めてきたとする経過が取り上げられている。一方この学校については、京都市最大の朝鮮人集住地域にある大規模な朝鮮人学校であることから、軍政府も注意を向けていたことがGHQ文書（一九四九年二月）²⁴からもわかる。

この学校は陶化小学校（公立学校）の四教室を占拠している。建物使用や一九七名の児童に行っている教授の方法は明らかに教育法違反である。府は京都市に適当な行動を取るよう求めた。市は最近このケースにとっても熱心に取り組んでいる。府教育局は市の解決のためにもう少し時間を与えるよう希望している。（英文）

こうした京都軍政部の意向も背景に、この陶化小学校の校舎使用問題は、「一・二四通達」から一年を経過した一九四九年四月以降、第一朝連初等学院の校舎明け渡しとして進行する。「京連調文書」²⁵からみる。

・一九四九年四月学校管理組合は市教育委員会に陶化校内教室の使用許可申請を行ったが、同委員会では日本人児童の激増による教室の不足、学校施設不当使用禁止に關し発せられた総司令部覚書等を理由に施設の明け渡しを主張して交渉纏まらず、よって組合側では更に府教育委員会に対しても同様の陳情を行った。
 ・府教委としては、朝連側の主張の根拠たる覚書中第六項が法的には、学校施設不当使用禁止に関する総司令部の覚書に反するとともに現実的には経済九原則による学校建築プランの中止により、教育施設の不足に照らし現状に即しないことを理由に同項を削除することを決定し、五月二日にこの旨朝連京都府本部教育関係者に通知した。
 ・五月七日京都民事部グレゴリー教育課長は朝連代表に対し特別学級の設置は違法であり、且つ総司令部当局でも同一見解を有しておる旨申し渡した。

このように府教育委員会（一九四八年十一月発足）は、京都軍政部の指示を受け、朝連の陶化小学校教室の使用許可申請を拒否する姿勢を貫いた。この間の事情について京都連絡調査事務局は次の主旨の報告をしている。²⁶

- ① 特別学級の設置を認可することは憲法違反である。
- ② 京都市は校舎の不足をきたしている実情であり、軍政部及び府教委では特別学級の設置認可は望ましくないとの見解を堅持している。
- ③ 覚書は前年の十一月の府教委の発足により一応自動的に廃止されたものと解釈している。
- ④ 朝連側の申請の裏には多分に政治的な意図がうかがわれる。等の理由をから、教育委員会としては地方的覚書に拘泥することなく此際朝連側の認可申請を却下し、同時に一般日本人児童と同様の条件下に朝鮮人児童を就学せしむるか、或いは別途私立学校設置認可を受けしめることが適当と考へられる。

一方直接の当事者である市教育委員会（一九四八年十一月発足）の動向については、四月八日の教育委員会議案に「朝鮮人学校について」、九

月六日には緊急議案として「朝鮮人教育問題について」とあるが、この詳細は不明である。九月以降の経過について十月十一日付け「京連調文書」⁽²⁷⁾によると、以下のようである。

・この間朝鮮人教育に対する一貫した方針につき審議を続けていた市教委では九月六日新しく決定した方針に基き違法的存在である無認可の朝鮮人学校の一掃を行うことになり、九月十七日京都第一朝連初等学校管理組合長に対し、九月二十四日限り陶化校内朝鮮人特別学級を閉鎖し、施設を明渡すこと並びに在籍朝鮮人児童は在住地の小学校に転学するかまたは朝鮮人各種学校に通学の處置を取られたい旨文書をもって示達した。

・学校管理組合は九月二十一日、市教委に対し適当な移転校舎が見つかるまで出来れば明年三月末までの猶予方を要請するとともに代表を派して前記閉鎖措置に対する法務府の見解を徴せしめる一方、学級生徒、父母を動員して閉鎖命令撤回の陳情を行ったが九月二十四日市教委は二十四日の閉鎖期限を三十日まで延期するが、期日までに明渡さない場合強制執行の手段をとる旨組合宛に申し渡した。九月三十日会見において、市教委は最大譲歩として閉鎖は断行するが放課後二時間の朝鮮人教育を認めてもよい旨の妥協案を提示したが、組合側が応諾しなかったため物別れとなった。

・組合側が九月三十日までに明渡しを実行しなかつたので市教委□では十月一日午前零時を期して強制手段をとり各教室の封印を行うとともに、組合側が自己の備品撤去の場合、陶化校長の許可及び立会いのもとに行うべき旨申し渡した。しかし、組合側は備品の撤去を拒否したため十月三日夜これら備品を特別学級内の一室にまとめて収容するとともに爾余の教室を日本人児童の授業に充てるため五日より改装を開始した。

・十月一、二、三の三日間組合側は市教委に対して閉鎖措置撤回交渉を続ける一方、陶化校内における朝鮮人特別学級児童、父兄、役員の見解の反対行動（アジ演説デモ）が続けられ、又備品整理を名として封印を破って職員室居座り等が行われた。右事態に鑑み、四日九条署より警官約三〇名が治安維持のため陶化校に配置されたが暫時平静に帰したので六日は一名も配置されていない。他方市教委に対する組合側の陳情も市教委の強硬態度に鑑み、六日は全然行われなかつた。

・ただ特別学級児童は市教委の転校措置にも拘らず、転校を拒否し、毎日「我々の行く学校を與えよ」とのデモ行動を陶化校内で続けている模様である。（□は判読不能）

又「略年表」⁽²⁸⁾によると、その経過は以下のとおりである。

「九月十七日 教育委員会管理部長浜野錬太郎をはじめ七人が来校し「校舎返還要求書」を差し出し、九月三十日までに明け渡しを強要する。／九月三十日夜一二時、市教委は武装警官を動員し、教室を封鎖する。／十月四日陶化分会事務所等四ヶ所で分散授業を行う。／十月十日学校の北東側門前に武装警官を配置し、登校を妨げた。同胞学父兄達は校門を囲み、一週間にわたり強固な闘争を展開した。／十一月初 同胞達は木造アパート（東九条西河原町）を借り受け、校舎として使用し、京都第一朝鮮人小学校と改称する。／十一月十六日授業開始

こうした経過を経て、陶化小学校の校舎を使用していた朝鮮人学校は一九四九年九月末をもって閉鎖された。

(2) 朝鮮人学校の閉鎖（十月～十一月）

市教育委員会が陶化小学校内の朝鮮人学校（特別学級）を閉鎖する方針を決定した二日後の九月八日、中央では「団体等規正令」による「朝連解散・財産没収」が行われ、それに伴う措置として、文部省は十月十三日「朝鮮人学校に対する措置について」の通達³⁰、六日後の十月十九日、朝鮮人学校の閉鎖及び改組を全国に通知した。これは「朝連が設置していた学校は（朝連の解散により）設置者を喪失し、当然廃校になったもの」とし、それ以外の学校にも「法律による法人組織の改組」することを命じている。これにより朝連系とみなした九二校の閉鎖と他の二四五校に対して違反すれば強制閉鎖を行うという条件付で十四日以内に改組を求める命令が出された。

続いて十一月四日には先に改組勧告を出した学校のうち、これに応じない約一二〇校は自動的に閉鎖されたものとし、申請手続きをした二二八校については文部省で一括検査して、三校を私立学校として認可した他は全てその閉鎖を命じた³¹。

さらに十一月中旬に、文部省は地方の教育委員会の照会に答える形で三つの通達を出し収拾策を示した³²。これらの文部省からの一連の措置は、都道府県・教育委員会という地方行政組織を通してその地域の朝鮮人学校になされたが、その対応は一律ではなかった。すでに朝連という母体が解散されられていたという朝鮮人学校側の事情と地方教育行政当局のこれまでの朝鮮人学校への対応が個々に異なっていたという地方ごとの事情により、朝鮮人学校の閉鎖措置とその後の朝鮮人児童生徒への教育形態は地方の状況を反映したものとなっていく。

京都では、文部省の朝鮮人学校処置に関する指示に従い、十月十九日に朝鮮人学校十四校（認可校十、無認可校四）に係官が出向き、二週間以内に財団法人経営学校としての文部大臣認可を取るか、または在学する朝鮮人児童生徒を日本の公立学校への転校処置をとるよう勧告する知事名の命令書を渡した。なお十月二十四日の「京連調文書」³³に「府側としては財団法人の設立手続を二週間内に完了することが困難を予想されるので文部大臣認可財団法人経営の朝鮮人学校が設置されることは恐らくあるまいと観測している」とあることから、府当局は朝鮮人学校側が法人を改組して学校認可されることはないという見通しをもっていたことがうかがえる。

その後の経過については、当時の新聞記事や「略年表」³⁴等で少し食い違うためここでは、「京連調文書」³⁵を手がかりに経過を整理する。

・ 去る十月十九日朝鮮人学校一四校に対し二週間内に新法人の申請を行うように勧告したところ、所定期限内に財団法人京都朝鮮学園（元朝連系西陣小学校、久世分校、東九条小学校、及び西陣中学校経営）及び財団法人大韓民国京都教育会（京都朝鮮中学校経営）より新法人設立認可の申請があったので、十一月二日に係員を派して文部省に進達せしめたところ、文部省は審議の結果、二法人に対する認可を一応保留することを決定した。

・右以外の九校は所定期限内に何等申請を行わないので、学校教育法第一三条に基づき、京都府知事の名をもって、十一月五日それぞれ閉鎖命令を手交し、一切の教育活動を停止せしめるとともに、これら学校在学朝鮮人児童生徒の公立学校への受入については府市両教育委員会とも連絡の上、万全の措置を講じた。
 ・なお閉鎖九朝鮮人学校中三校は陣容を改めて各種学校として認可を受くべく目下申請中である。

こうして京都では、表2に示した九校に閉鎖命令が出され、朝から授業を行っていた三つの朝鮮人学校は朝鮮人児童の小学校への転校を迫られることになった。うち舞鶴市東中小学校、与興郡与興朝連小学校は、十一月十一日付けでそれぞれ地元の小学校へ編入されたと記録されている。³⁶

一方、法人設立申請をした京都朝鮮学園（西陣小学校、久世分校、東九条小学校、西陣中学校）及び大韓民国京都教育会（京都朝鮮中学校）はいずれも朝から授業をしていた学校が申請したものである。認可を保留された二法人が合併して十一月十五日午前〇時までに再申請すれば認可されることになったが、両団体

表2 1949年10月～11月「閉鎖・改組」時の朝鮮人学校の状況

経営	校名		10月12日 勧告※資料1		11月5日閉鎖命令 ※資料2	備考
			この時点 での学校 認可状況	改組 勧告	法人設立申請の有無	
朝連	1	西陣小学校	認可	●	○法人設立申請	
	2	東中小学校	無認可	●	×→閉鎖命令	
	3	久世小学校(久世分校)	認可?	●	○法人設立申請	
	4	與謝朝連学校	無認可	●	×→閉鎖命令	
	5	京都第一朝連初等学校 (陶化小学校内特別学級)	無認可	●*	○法人設立申請	
	6	紫竹学院	無認可	●	×→閉鎖命令	
	7	朝連西陣中学校	認可?	●	○法人設立申請	
居留 民団	8	朝鮮中学	認可	●	○法人設立申請	
朝連	9	九條小学院	認可	●	×→閉鎖命令	
	10	東寺小学院	認可	●	×→閉鎖命令	
	11	山内小学院	認可	●	×→閉鎖命令	
	12	梅津小学院	認可	●	×→閉鎖命令	1949/11/21各 種学校認可
	13	山科小学院	認可	●	×→閉鎖命令	
建国青 年同盟	14	韓国学院 建国小学校	無認可	●	×→閉鎖命令	1949/11/21各 種学校認可
朝連	15	吉祥院小学校内特別学級 他7校	1949年「4月以降休校市教室委閉鎖措 置済」			
居留 民団	23	在日本大韓キリスト教京 都教会夜間学校	勧告なし	1949/5/30 各種学校認可京都府 告示第380号1949.5.31		

※資料1：1949年10月24日京連第238号京都連絡調査事務局局長外務大臣宛「京都府における朝鮮人学校改組勧告に関する件」の数値をもとに作成

※資料2：1949年11月11日京連第269号京都連絡調査事務局局長外務大臣宛「朝鮮人学校の新法人設立認可申請に関する件」をもとに作成

*11月5日に京都朝鮮学園として法人申請をしていることから改組勧告があったと考えられる。

の話し合いはまともならず別々に申請することになり、結局認可されなかった。⁽³⁷⁾ この経過については、二法人の認可を一旦保留し、対立する二法人に対して合併を促した経過など不認可の理由がわからないが、次の事例に目を向ける必要があるかもしれない。

一九四八年の「一・二四通達」以降、朝鮮人学校の学校認可に当たっては、教職員適格審査がなされてきたが、ちょうどこの十一月上旬に、朝連西陣小学校の校長が審査委員会から教職不適格と判定されている。⁽³⁸⁾（左下二通の起案文書参照）

朝連西陣小学校は前年の一九四八年九月に学校認可され、前項で触れた京都府教職員適格審査の結果通知の同年七月の公報⁽³⁹⁾（昭和二三年六月三十日付適格者と判定する）には、朝連西陣小学校の校長の氏名が掲載されている。一年前に適格者とされたこの人物が解散を命じられた朝連の部長であったとの理由で、この教職不適格と判定されたことがわかる。この不適格判定書は十月三十一日付けで作成されており、さらに十一月二日付の不適格判定書の当人の受取受領書も添付され、その余白に「課長室で手交」のメモ書きも見られ、時間的にも切迫した雰囲気を感じられる。しかしこの朝連西陣小学校の校長の教職不適格判定と法人の認可保留の関連はわからない。

一方、法人設立申請をした京都朝鮮学園の中に東九条小学校の名前があるが、これは、その名称から前項で詳しくふれた京都第一朝連初等学校（封鎖され十一月初めに、東九条西河原町に木造アパートを借り受け、京都第一朝鮮人小学校と改称したとされる）と考えられる。全国に閉鎖命令が出た同じ時期に校舎明け渡しを巡って市教育委員会と緊張していた時期でもあり、注目される場所であるがこれもその経過は不明である。

また、十一月五日閉鎖措置を受けた九校の中で「三校は陣容を改めて各種学校として認可を受くべく目下申請中である」との報告からわかるように、この時期改めて各種学校として認可された学校が二校あった。

不適格判定書送付について(案)

○○○宛

委員長

件名

貴殿はさきに教職員適格審査のための調査表を提出され、昨年六月本委員会により、適格と判定したのであるが、先般在日本朝鮮人連盟が団体等規正令の規定によって解散を命じられたのに伴い、貴殿が右連盟の役員であった関係上、教職員適格審査の判定基準に該当することとなったと認められるから、今般再審査を行ったところ、教職不適格と判定されたので御了知相成りたく、別紙判定書を送付いたします。(略)

不適格判定書(案)

京都西陣朝連小学校長

○○○

右の者左記の理由に基づき教職不適格と判定する。

理由

同人は在日本朝鮮人連盟の京都府本部の部長であった。右は教職員の除去及び就職禁止等に関する政令施行に関する規則別表第一第十二号の1に該当するものである。

24年10月31日

京都府教職員適格審査委員長

○○○○

※注 日付は数字のみ赤鉛筆で記入されており、後日挿入されたものと考えられる。

一つは梅津小学院であり、申請関連文書⁽⁴⁰⁾によると、京都朝鮮梅津学校の名称で、十一月二十一日付で各種学校として認可されている⁽⁴¹⁾。添付されている同校の二名の教職員適格審査関連文書の中には、二名が旧朝連の構成員ではないことを証明する京都府総務部調査課長名の添付文書が添えられている。また申請起案文書の中にある調査要綱の項目の一つとして「設置者〇〇が旧朝連の構成員であることが立証された場合は即時設置者の変更をなす」との文言が新たに追加挿入されている。この時期の旧朝連系学校認可への教育行政当局の厳しい対応の一端がうかがえる。学校は、「第一学級（小学校一、二年在籍生）、第二学級（三、四年）第三学級（五、六年）各二〇名」、週六日の授業日、午後三時～六時の授業時間となっており、授業料は月一五〇円、入学金二〇〇円とされている。実際には、第二学級（三、四年）十一名、三学級（五、六年）九名の児童二名の教員が担当していた。

もう一つは建国小学校であり、認可申請関連文書⁽⁴²⁾によると、設置者は朝鮮建国促進青年同盟京都府本部され、韓国学院の名称で京都朝鮮梅津学校と同じ十一月二十一日付で各種学校として認可されている⁽⁴³⁾。申請文書の中に教職員適格確認書は添えられているが、先の京都朝鮮梅津学校の認可申請関連文書にはあった旧朝連の構成員ではないことを証明する文書は添付されていない。また同じ様式の申請起案文書ではあるが、調査要綱に京都朝鮮梅津学校にはあった「設置者〇〇が旧朝連の構成員」の文言はない。教育行政当局の旧朝連系学校認可とは異なる対応がうかがえ興味深い。学校は、「初等科（二五才以下五十名、午後三時～五時）、青年科・婦人科（十五才以上各五十名、午後五時～八時半）」、週六日の授業日、午後三時～六時の授業時間となっており、授業料は月一〇〇円、「入学金は徴収しない」とされている。実際には、生徒数は一三二名、六名の教員が担当していた。

なおこの二校の認可日はともに「十一月二十一日」となっており、資料の年表からもわかるように、朝鮮人学校の閉鎖・改組をめぐる緊張が高まったときでもある。なぜこの日付で、しかも対立していた二つの朝鮮人団体の学校が同時に認可されたのか、何らかの背景があるように感じられる。⁽⁴⁴⁾

4. 市立学校への転校の措置―1950年

(1) 朝鮮人学校閉鎖による児童の転校

このように、一九四九年十一月以降、京都では「自主学校」として学校の継続をはかった京都第一朝連初等学校を除くほとんどの朝鮮人学校は閉鎖された。これまで日本の学校に行かず、朝鮮人学校に通っていた子どもも多くは、一九四九年の終わりから一九五〇年にかけて公立学校への転校を余儀なくされることとなった。

この時期、京都ではどれだけの朝鮮人児童生徒が公立学校に転学したのか。これまでのところ、転校を受け入れた京都府や京都市の行政資料の中から見つけることができない。そこで、閉鎖された朝鮮人学校のその当時の在籍人数などから推測することにする。

表3は、一九四九年から一九五〇年にかけて閉鎖された府内の朝鮮人学校の中で、朝から授業を行っていた学校の児童生徒の転学状況をこれまでに取り上げてきた資料を参考にまとめたものである。

これによると、この一九五〇年一月までに府内の朝連系三校（舞鶴市東中小学校、久世郡小倉村久世小学校、興謝郡吉津村興謝朝連学校）は閉鎖され、合わせて一八八名の児童は居住地の小学校に転校したとされている。一方京都市内の朝鮮人学校（小三校、中二校）は、閉鎖命令の出た一九四九年十一月から二ヶ月後の一九五〇年一月現在「閉鎖」または「閉鎖猶予中」、転学については「受入市教委と交渉中」とされており、まだ転校していないことがわかる。

表3 1949年～50年にかけての京都府内の朝鮮人学校の閉鎖状況（朝から授業をしていた学校のみ）

	経営系統	校名	所在地	認可の有無	教員数	児童生徒	1950年1月現在の学校と児童生徒の転学状況			備考	
							閉鎖状況	児童生徒転学状況	状況		
初等学校（小学校）	京都市	朝連	西陣小学校	中京区西ノ京両町13	私立小学校	8	275	閉鎖猶予中	受入について市教委と朝鮮人間に交渉中	未解決	1950/3/23卒業後閉校
		朝連	京都第一朝連初等学校 南化小学校内朝鮮人特別学級	下京区東九条御霊町	無認可	4	100	1949/10/1閉鎖	（目下紛争中）受入市教委と交渉中	未解決	京都第一朝鮮人小学校として自主学校として継続
		朝連	紫竹学院	上京区	無認可	2	50	1949/10/1閉鎖	受入につき市教委と朝鮮人間に交渉中	未解決	紫竹小学校内特別学級と同じものか詳細不明
	舞鶴市	朝連	東中小学校	舞鶴市中舞鶴加津良	私立小学校	2	80	1949/10/19閉鎖	1949年11月11日舞鶴市内小学校全員編入	閉鎖	
	久世郡	朝連	久世小学校（久世分校）	久世郡小倉村	私立小学校	5	100	1949/11/19閉鎖	1950年1月9日小倉村小学校65名その他の在學生も夫々在住地小学校へ編入	閉鎖	
	興謝郡	朝連	興謝朝連学校	興謝郡吉津村	無認可	1	8	1949/11/5閉鎖	1949年11月11日吉津村小学校全員編入	閉鎖	
中学校	京都市	居留民団	朝鮮中学	左京区北白川東平井町	各種学校認定	15	198	閉鎖猶予中	受入について市教委と朝鮮人間に交渉中	未解決	
		朝連	朝連西陣中学校	中京区西ノ京両町13	無認可	7	55	閉鎖猶予中	受入について市教委と朝鮮人間に交渉中	未解決	1950/3/23卒業後閉校

1950年1月19日京連地第5号京都連絡調査事務局長近畿連絡調整事務局長宛「閉鎖朝鮮人学校在学児童の受入れに関する件」添付「朝鮮人学校閉鎖状況一覧表（昭和25年1月10日現在）」をもとに作成

（注）①ここに挙げられた学校はすべて朝から授業をしていた学校であり、閉鎖に伴い児童生徒は日本の学校に転学の必要があるものされた。②各項目の表記文言については原文書の表記に従った。また所在地の行政区文も当時のものである。ただし学校名については表2と表記と統一した。

こうした「日本学校へ転校を必要とする朝鮮人」の状況については、関係機関も関心を寄せていたと見られ、「京連調文書」にも何度か登場する。表4はそれらを整理したものである。この二つの表により、一九五〇年一月には、京都市内では三つの「朝鮮人小学校」の児童四二五人と二つの「朝鮮人中学校」の生徒二五三人、合わせて六七八人の「未転校朝鮮人児童生徒」がいたことがわかる。これらのことから、この朝鮮人学校閉鎖に伴い京都市内の小学校への転校を余儀なくされた朝鮮人児童は四〇〇人程度であったと考えられる。⁴⁵

なお、三校の中で紫竹学院は十月一日に「閉鎖」されたところがあるが、不明な点が多く経過はわからない。児童数二七五人と最も規模の大きい朝連西陣小学校については、一九五〇年三月二十三日に卒業式をした後、閉校したとされる。児童の多くは京都市立小学校に転校したものと考えられる。南区東九条（当時は下京区）の京都第一朝連初等学校（陶化小学校内朝鮮人特別学級）の経過については前項でふれたとおりである。こうして、一九四九年から五〇年かけ、京都市内の小学校には大勢の朝鮮人児童が転校してくることになる。

市立小学校への転校問題は、すでに一九四九年九月の京都第一朝連初等学校への校舎返還問題の時から始まっている。市教育委員会は九月十九日、各小学校に「朝鮮人教育問題に関する方針」⁴⁶を通知し、「市立陶化小学校々舎を使用の京都第一朝連小学校に対して校舎返還を要求したから…これらの児童の受入については特に温い気持をもって在学児童との融和学力補充につき特別の御指導を」するよう求めている。第一朝連初等学校の校舎は九月三十日に封鎖される。市教育委員会は九月の通知文に続き十月三十一日、小・中学校宛に「朝鮮人児童生徒の取扱」⁴⁷についての通知文を出している。通知文は、今回の措置に伴い「朝鮮人学校に在学する児童生徒は、各通学区域の公立学校に収容すること」になるので、「転入学の取扱いにつき万全を期する」ために、「学校当局者は温い心で迎え」、「日本人児童・生徒との交友関係については…積極的に善隣友好の精神」をもち、「学力に相違ある場合には、学力の補充をなす等の措置」をとり、「提出書類を完備することが早急に出来ない事情のあると考へられる」ので「後日取り揃えることとし仮入学を許可されるよう」求めている。一九四九年の九月から十月にかけての市教育委員会のこの措置に伴って、どれだけの児童が市立小学校に転校した

表4 1949年 京都の朝鮮人児童生徒の就学状況

	人数	調査日
日本学校へ転校を必要とする朝鮮人児童数	866	1949年10月
日本学校へ転校済み朝鮮人児童数	188	1949年10月
未転校朝鮮人児童生徒数	678	
日本学校（公私立）在学 朝鮮人児童生徒数	小学校	2,066
	中学校	736
	新制高校	189

1950年1月19日京連地第5号京都連絡調査事務局長近畿連絡調整事務局長宛「閉鎖朝鮮人学校在学児童の受入れに関する件」より作成
(注)調査対象は京都市を含む京都府全域である。各項目の表記文言については原文書の表記とした。

のか不明であるが、京都市では、十一月の閉鎖命令の二ヶ月ほど前から、京都第一朝連初等学校の校舎返還に伴う朝鮮人児童の市立小学校への転校という事態が進行していたことがわかる。

（2）京都市立小学校への転校の状況

京都の朝鮮人学校閉鎖のいわば最終期となるこの時期、市立小学校への転校状況はどのようなものであったのだろうか。四〇〇人近い児童が短期間に市立学校に転校してくることになるこの問題についての行政当局の姿勢や学校の戸惑いは、先の市教育委員会の通知文に示された受け入れに伴う配慮事項等から読み取れるであろうが、転校を余儀なくされた朝鮮人児童の受け入れた市立小学校についての転校状況の詳細は不明である。そこで、ここでは当時の在日朝鮮人多住地域の現南区と右京区の小学校二校の学籍の記録から朝鮮人学校からの転入状況を探ることとした。

表5、表6はそれぞれA小学校、B小学校に一九四九年当時在籍していた全児童の中で、朝鮮人学校から途中転入してきた児童の数とその転入時期をまとめたものである。これによると、A小学校では朝鮮人学校からの転入児童が四十二人確認され、うち朝鮮人学校閉鎖の一九四九年から一九五〇年の時期に三九人が、B小学校では三十二人中二十五人がそれぞれ確認できる。さらに表7、表8は、朝鮮人学校から途中転入してきた児童の転入時期と朝鮮人学校名を整理したものである。転出の朝鮮人学校の名称については単に朝鮮学校、朝連（連）学校などと記載されたものが多く、学校を特定するのが困難なものがあるが、概ねこの二小学校への朝鮮人学校からの転入状況はわかる。

南区のA小学校は一九四九年十一月、自主学校として残ったとされる京都第一朝連初等学校の隣接地域にあり、表7に示した朝鮮小学校、朝連小学校、朝鮮連盟学校、京都朝鮮小学校等の記載学校名を京都第一朝連初等学校と考えると、一九四九年には七人が、一九五〇年には四月から五月に十人、九月から十一月に十四人など合計二十六名がこの学校から転入したと考えられる。市内で唯一の自主学校として残ったこの学校からも、閉鎖期から自主学校として再建一年後にかけて、隣接地域のA小学校へ転校が多くあったと推測できる。一方、表8からは、当時の児童数がA小学校の二倍程の右京区のB小学校では、朝鮮人学校からの転入が一九五〇年四月に集中して多いことがわかる。B小学校への一九五〇年四月、五月の朝鮮人学校からの二十人の転入には、朝連西陣小学校とはっきりわかるものが四人確認できる。朝連西陣小学校はB小学校校区から二km程度の近距離にあることから、朝鮮人学校、朝連小学校、朝鮮学校等の記載も朝連西陣小学校と考えると、一九五〇年三月二十三日

表5 朝鮮人学校からの途中転入の児童数と転入時期（A小学校 現南区）

卒業年度	入学年度	全卒業生数	朝鮮人学校からの途中転入の児童数	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954
				昭和19	昭和20	昭和21	昭和22	昭和23	昭和24	昭和25	昭和26	昭和27	昭和28	昭和29
1949	1944	121	0	1年 0	2年 0	3年 0	4年 0	5年 0	6年 0	(相当学年)				
1950	1945	111	4		1年 0	2年 0	3年 0	4年 0	5年 1	6年 3	(相当学年)			
1951	1946	139	14			1年 0	2年 0	3年 0	4年 4	5年 9	6年 1	(相当学年)		
1952	1947	170	13		(相当学年)		1年 0	2年 0	3年 1	4年 12	5年 0	6年 0		
1953	1948	202	11			(相当学年)		1年 0	2年 1	3年 8	4年 1	5年 1	6年 0	
1954	1949	140	0				(相当学年)		1年 0	2年 0	3年 0	4年 0	5年 0	6年 0
総計			42	0	0	0	0	0	7	32	2	1	0	0

京都市南区のA小学校の学籍の記録（各卒業年度毎）から、朝鮮人学校からの途中転入が記録されているものを取り出し、朝鮮人学校名、転入年月日、学年を調べた。これによりA小学校での1949年から1950年の間に朝鮮人学校から転入者の実数がわかる。ただしこの記録は卒業時の名簿であるため、朝鮮人学校からA小学校に転入し、卒業までに途中転出したものは含まれていない。

表6 朝鮮人学校からの途中転入の児童数と転入時期（B小学校 右京区）

卒業年度	入学年度	全卒業生数	朝鮮人学校からの途中転入の児童数	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954
				昭和19	昭和20	昭和21	昭和22	昭和23	昭和24	昭和25	昭和26	昭和27	昭和28	昭和29
1949	1944	男子146 女子資料なし	0	1年 0	2年 0	3年 0	4年 0	5年 0	6年 0	(相当学年)				
1950	1945	女子104 男子資料なし	3		1年 0	2年 0	3年 0	4年 0	5年 0	6年 3	(相当学年)			
1951	1946	272	7			1年 0	2年 0	3年 1	4年 1	5年 4	6年 1	(相当学年)		
1952	1947	348	11		(相当学年)		1年 0	2年 0	3年 3	4年 7	5年 1	6年 0		
1953	1948	402	6			(相当学年)		1年 1	2年 0	3年 4	4年 1	5年 0	6年 0	
1954	1949	345	5				(相当学年)		1年 0	2年 3	3年 1	4年 0	5年 1	6年 0
総計			32	0	0	0	0	2	4	21	4	0	1	0

京都市右京区のB小学校の学籍の記録（各卒業年度毎）から、朝鮮人学校からの途中転入が記録されているものを取り出し、朝鮮人学校名、転入年月日、学年を調べた。これによりB小学校での1949年から1950年にかけての朝鮮人学校から転入者の実数がわかる。ただしこの記録は卒業時の名簿であるため、朝鮮人学校からB小学校に転入し、卒業までに途中転出したものは含まれていない。

京都における朝鮮人学校閉鎖期（1948～1950）の状況

表 8 朝鮮人学校からの途中転入児童32人の転入時期
(B小学校 右京区)

転入の年月日		転入の 学年	朝鮮人学校名 (記録に記載のまま)	
1948年	9月1日	3年	朝鮮学校	
	9月1日	1年	朝鮮人西院初等学院	
1949年	4月12日	3年	記入なし	
	4月21日	4年	財団法人向上社小学校	
	4月21日	3年	向上社小学校	
	9月1日	3年	韓国居留民小学校	
1950年	4月	4年	記入なし	
	4月6日	3年	朝鮮人学校	
	4月6日	2年	朝鮮人学校	
	4月8日	5年	朝連小学校	
	4月10日	6年	西陣朝聯学校	
	4月10日	2年	記入なし	
	4月15日	4年	西陣朝鮮人小学校	
	4月17日	6年	朝聯	
	4月17日	6年	記入なし	
	4月17日	4年	朝鮮学校	
	4月17日	4年	朝鮮学校	
	4月17日	4年	朝鮮人小学校	
	4月17日	3年	西陣朝鮮人学校	
	4月18日	4年	韓国居留民小学校	
	4月19日	4年	韓国居留民小学校	
	4月19日	3年	西陣朝鮮人学校	
	4月19日	3年	朝鮮人学校	
	5月17日	5年	朝鮮学校	
	5月17日	5年	朝鮮人学校	
	5月17日	3年	朝鮮学校	
	1951年	3月24日	5年	朝鮮人学校
		4月	6年	記入なし
		4月1日	5年	愛知県港朝連初等学校
4月12日		3年	朝聯学校	
1953年	10月9日	4年	朝鮮学校	
	5月26日	5年	記入なし	

朝鮮人学校の名称は不正確であるが、学籍の記録に表記されている名称をそのまま記載した。

表 7 朝鮮人学校からの途中転入児童42人の転入時期
(A小学校 現南区)

転入の年月日		転入の 学年	朝鮮人学校名 (記録に記載のまま)	
1949年	4月6日	5年	朝鮮小学校	
	4月6日	4年	京都第一朝連小学校	
	4月11日	3年	記入なし	
	4月19日	4年	朝連小学校	
	4月29日	4年	京都第一朝連小学校	
	9月29日	4年	京都第一朝連小学校	
	11月21日	4年	朝聯学校	
	12月22日	1年	朝聯小学校	
	1950年	1月11日	4年	朝鮮聯盟学校
		1月13日	2年	記入なし
		1月13日	2年	記入なし
4月6日		6年	朝連小学校	
4月10日		6年	朝聯小学校	
4月10日		5年	京都第一朝連小学校	
4月12日		5年	西陣朝鮮学校	
4月13日		3年	朝鮮聯盟学校	
4月13日		3年	記入なし	
4月25日		5年	神戸朝鮮学校	
5月3日		6年	朝鮮小学校	
5月10日		5年	朝鮮聯盟学校	
5月10日		5年	七条朝鮮小学校	
5月26日		3年	朝聯学校	
7月13日		5年	朝鮮聯盟学校	
9月1日		4年	記入なし	
9月4日		3年	朝聯学校	
9月5日		4年	朝連小学校	
9月5日		3年	朝鮮聯盟学校	
9月10日		3年	七条朝連小学校	
9月12日		4年	京都朝鮮小学校	
9月12日		4年	京都朝鮮小学校	
9月12日		4年	朝鮮小学校	
9月16日	4年	朝鮮学校		
9月21日	4年	朝鮮小学校		
10月15日	4年	朝鮮小学校		
10月16日	5年	記入なし		
10月17日	3年	朝鮮小学校		
10月23日	4年	第一朝連小学校		
11月7日	4年	京都朝鮮小学校		
11月9日	5年	七条朝鮮小学校		
1951年	5月11日	6年	朝鮮聯盟学校	
	9月2日	4年	朝連小学校	
1952年	4月6日	5年	朝聯京都第一小学校	

朝鮮人学校の名称は不正確であるが、学籍の記録に表記されている名称をそのまま記載した。

に卒業式をした後閉校したとされる同校から、同年四月の新学期に十五人ほどが集中して転校してきたものと推測できる。またB小学校には向上社小学校、韓国居留民団小学校など朝連系とは異なる学校からの転入も見られる。⁴⁸なおここで取り上げた朝鮮人学校からの転入児童七四人の名前は民族名の表記が三十二人、日本名の表記が四十二人であった。

これら市内二つの小学校での朝鮮人学校からの転校の状況をみたが、通学する朝鮮人学校を失った四〇〇人ほどの児童の多くはそれぞれの校区の小学校に分かれ、この二校と似た状況で転校したものと推測できる。

おわりに

本稿では京都での朝鮮人学校閉鎖の経過を府・市の教育行政当局の措置と朝鮮人児童の公立学校への転校の視点から整理した。

一九四八年一月の文部省通達を受け、三月から四月にかけて大阪・兵庫などで強制的な閉鎖措置が取られ、朝鮮人の全国的な反対運動が広がったが、五月には中央で文部省と朝鮮人団体との覚書により解決を図った。京都でも、これに沿って京都府と朝鮮人側で覚書が交わされ、朝鮮人学校が認可申請をする方向での解決が図られ、九月には朝連系の学校七校が認可された。一方、京都市内にはこれとは別に市立小学校の校舎を使用して開設していた朝連系の学校が数校あり、校舎がないため学校認可されないこれらの学校について、朝連は京都市と覚書を交わし、市立学校内での「朝鮮人児童への特別な教育」として、引き続き校舎の使用が可能となった。この二つの措置により、京都では「一・二四通達」による学校閉鎖という事態は一旦回避された。しかし、翌一九四九年四月、京都軍政部の指示を受けた府教委、市教委は校舎の不足を理由に朝連側の校舎使用申請を拒否、九月には市立学校の校舎を使用していた朝鮮人学校に対して強制的な閉鎖措置を取った。同じ時期、団体等規正令による朝連解散、文部省の朝鮮人学校に対する措置通達を受け、府知事による朝鮮人学校への新法人申請を勧告する命令書が出された。朝鮮人学校側は新法人の申請をしたが、最終的には認可されず、十一月には閉鎖命令が出された。こうして、一九五〇年三月までには京都のほとんどの朝鮮人学校は閉鎖された。この閉鎖措置により京都市立小学校に転校することになった朝鮮人児童は四〇〇〇〜五〇〇〇人程度あったと考えられ、転校の様子の一部は市立学校の記録からも確認できた。

一九四八年一月からの朝鮮人学校閉鎖についての一連の措置は、当時の占領政策のもと、文部省を通して全国に一律になされたものであった

が、地方の行政当局の実際の対応や措置は、その地方ごとの事情により、必ずしも同一ではなかった。京都の朝鮮人学校閉鎖の経過を見ると、いくつかの朝鮮人学校が市立小学校の校舎を使用していたという京都の事情が行政当局の措置に反映していたものと考えられる。このことは一九五〇年以降、市立小学校に学校に就学することになった朝鮮人のための民族学級が市立小学校に開設されることにつながっていく。

今回の調査と研究を通して、この時期の朝鮮人学校や朝鮮人児童のための民族学級が市立小学校に開設されることについて深く探り、とりわけつながりの深かった京都市と京都市立小学校には当時の関係記録が少しは残っているのではないかと期待したが、実際にはほとんど見つからなかった。

・市立学校の校舎使用や朝鮮人児童への特別な教育については京都市の教育当局の行政資料等から明らかにする必要がある。

・不明な点の多い朝連西陣小学校については朝連側の資料、行政文書、関係者の聞き取り等からその実相を明らかにする必要がある。

これらのことを今後の課題とし、この時期の朝鮮人学校や朝鮮人児童の教育について、資料を通してその歴史を見つめなおす作業を今後とも続けていきたいと考えている。

注

- (1) 一九四七年四月には朝鮮人学校は六・三制の学校体系を整え、一九四七年六月の「教育規定」によれば、第六学年では、国語科七、社会科六、理科九、芸術科四、体育科二、特殊科（日本語など）四など、週当たり三四時間の教育課程が編成されていたとされる。
- (2) 以下、金太基「戦後日本政治と在日朝鮮人問題」勁草書房 一九九七による。
- (3) 朝鮮人送還計画に関する昭和二十一年十一月二十日附総司令部発表「送還を拒否して日本に在留することを選択する朝鮮人は、戦後一切の日本の法令に服することを十分承知して右の選択を行うものである」
- (4) 「朝鮮人児童の就学義務について」(官学第五号 文部省学校教育局長回答一九四七・四・一二)「在日朝鮮人管理重要文書集」湖北社 一九八七による
- (5) 上杉幸恵「解放後の山口県における民族教育擁護運動」『橘史学』第四号 一九八九
- (6) CIEはさらに一九四七年十月「朝鮮人諸学校は、正規の教科の追加科目として朝鮮語を教えることを許されるとの例外を認められるほかは、日本(文部省)全ての命令にしたがわしめるよう、日本政府に命令する」という方針を表明した。Tokyo Liaison Office to OFA, USAMGIK Weekly Report, July 1947, pp.14-20. 日本教育学会教育制度研究会「在日朝鮮人とその教育」資料集第一集 一九七〇・八、八頁による。
- (7) 「朝鮮人設立学校の取扱いについて」(官学五号 学校教育局長より、文部省大阪出張所長、都道府県知事宛通知一九四八・一・二四)なおこれは一九四七年の朝鮮人学校をめぐる地方軍政当局の一連の動きの中で、同年八月に大阪府学務課が文部省に「朝鮮人学校の取扱いについて」の指示を求め、照会したもののへの回答として

出されたものである。

- (8) 「朝鮮人の教職員の適格審査について」(発適九号 適格審査室長通知一九四八・一・二六)「朝鮮人を教育する学校の教職員についても昭和二十二年政令第六二号による教職員の適格審査をしなければならないのでそのような学校の教職員について、若し審査魅了になつていれば、必要な調査票を徴し、審査を実施されたい。なお調査票を徴されてこれを提出しないものは政令第六二号、第八条の罰則の適用を要するので念の為申し添える。」
- (9) 吳鳴夢 成大盛「解放後の初期在京朝鮮人民族教育(一九四五～一九五〇)」「社協京都会報」第九号 二〇〇七による。
- (10) 「終戦連絡中央事務局」は、敗戦直後外務省の外局として設置され、当時連合国最高司令部と直接折衝できる唯一の政府機関であり、京都連絡調査事務局はその地方機関としての役割を担っていた。当初は「終戦連絡京都事務局」だったが、一九四八年から京都連絡調査事務局と名称を変え、講和条約発効の一九五二年中央事務局にとともに廃止された。京都連絡調査事務局は京都軍政部管轄下の状況を逐一中央事務局に報告しており、今回の使用した資料は、その中にある京都の朝鮮人学校関連の外務大臣宛に報告五通(一九四九・一〇・一〇、一〇・二四、一一・一一、一九五〇・一・一九、七・一一)であり、宮本正明さん(世界人権問題研究センター)から提供を受けた。なお、京都連絡調査事務局の資料を使った関連研究として次のものがあり、本注(10)作成の資料とした。船橋渉「占領期における京都の在日朝鮮人問題」『立命館法學 学生論集』第四〇号 一九九三
- (11) 「京連調文書」には次の二通の京都の朝鮮人学校の一覧表が添付されている。
 - ①一九四九年十月十一日京連第二〇七号京都連絡調査事務局局長外務大臣宛「京都市教育委員会の陶化小学校内朝鮮人特別学級閉鎖問題経緯報告の件」添付「朝鮮人学校一覧表(昭和二十四年九月九日現在)」
 - ②一九五〇年一月十九日京連地第五号京都連絡調査事務局局長近畿連絡調整事務局局長宛「閉鎖朝鮮人学校在学児童の受入れに関する件」添付「朝鮮人学校閉鎖状況一覧表(昭和二十五年一月十一日現在)」
- (12) 「京連調文書」(注11)のほかに、次の資料を参考にした。
 - ・ 吳鳴夢 成大盛「解放後の初期在京朝鮮人民族教育(一九四五～一九五〇)」「社協京都会報」第九号 二〇〇七
 - ・ 「在日本朝鮮人聯盟中央本部」『在日本朝鮮人聯盟全体組織統計表(一九四八年二月現在)』一九四八・三
 - ・ 朝・日関係京都研究会文責・黄鎮益「京都民族教育 解放後の足跡(略年表)」「同胞と社会科学」第五号 一九八九
 - ・ 中島智子「解放直後の京都における朝鮮人民族教育(一九四五～一九四九年)」「在日朝鮮人史研究」二〇号 一九九〇
- (13) 吳鳴夢 成大盛「解放後の初期在京朝鮮人民族教育(一九四五～一九五〇)」「社協京都会報」第九号 二〇〇七)及び一九四八年朝連中央本部の組織表「在日本朝鮮人聯盟中央本部」『在日本朝鮮人聯盟全体組織統計表(一九四八年二月現在)』一九四八・三
- (14) 一九四八年三月二日京都府教育部長三学第四三五号(京都府公報一九四八・三・二)
- (15) 一九四八年五月五日「朝鮮人教育対策委員会代表との間に覚書交換」(一、朝鮮人の教育に関しては教育基本法、学校教育法に従うこと。二、朝鮮人学校問題については私立学校としての自主性が認められる範囲内において、朝鮮人独自の教育を行うことを前提として、私立学校として認可申請をすること。)
- (16) 一九四九年五月一日「京都新聞」記事
- (17) 一九四八年六月十一日京都府教育部長三学第八六号「在日朝鮮人児童生徒の教育について」(京都府公報一九四八・六・一一)
- (18) 一九四八年七月二日京都府教育部長一学第一五九九号「教員適格審査の結果の判定通知」(京都府公報一九四八・七・二)
- (19) 教員名については、GHQ文書 一九四九・二・二八「Daily Operation」を照合した。
- (20) 一九四八年九月二十一日京都府告示第六〇八号(京都府公報一九四八・九・二二)

- (21) この覚書により特別教育のために使える学校と教室数は紫竹小(二)、陶化小(四)、吉祥院小(二)、上鳥羽小(二)、養正小(二)、養徳小(二)、安井小(二)、桂小(二)、住吉小(二)となった。
- (22) 「第一初等学校の児童一七〇名の他に、陶化小学校では一五〇名の朝鮮人児童が日本人と一緒に学んでいる」中島智子「解放直後の京都における朝鮮人民族教育(一九四五～一九四九年)」『在日朝鮮人史研究』二〇号 一九九〇、四〇頁 中島は軍政部文書によりこの経過を紹介している。
- (23) 一九四九年十月十一日京連第二〇七号京都連絡調査事務局局長外務大臣宛「京都市教育委員会の陶化小学校内朝鮮人特別学級閉鎖問題経緯報告の件」
- (24) 一九四九年二月二十八日GHQ文書 一九四九・二・二八「Daily Operation」
- (25) 前掲(23)
- (26) 一九四九年五月二十七日京連第二四二号京都連絡調査事務局局長連絡調整中央事務局局長宛「公立学校内朝鮮人特別学級設置に関する件」
- (27) 前掲(23)
- (28) 朝・日関係京都研究会文責・黄鎮益「京都民族教育 解放後の足跡(略年表)」『同胞と社会科学』第五号 一九八九
- (29) なお、「略年表」には「京都第一朝鮮人小学校が一九四九年)十一月二十一日京都府指令四学第八三二号により、学校設置認可を受ける。」と記載されているが、京都府公報にはその記載はない。学校認可の詳細については調査中である。
- (30) 「朝鮮人学校に対する措置について」(文管庶六九号文部省管理局长 法務省特別審査局長より、都道府県知事、都道府県教育委員長宛通知一九四九・一〇・一三)
- (31) 小沢有作「在日朝鮮人教育論歴史篇」亜紀書房 一九七三、二六四～二六五頁
- (32) ・「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」(文初庶一六六号文部省事務次官通達 一九四九・一一・一一)
- (33) ・「朝鮮人児童・生徒の公立学校受入れについて」(文初庶一五三号文部省初中局長通達 一九四九・一一・二四)
- (34) 京都新聞一九四九年十一月六日、朝日新聞一九四九年十一月六日
- (35) 一九四九年十一月十一日京連第二六九号京都連絡調査事務局局長外務大臣宛「朝鮮人学校の新たな設立認可申請に関する件」
- (36) 一九五〇年一月十九日京連地第五号京都連絡調査事務局局長近畿連絡調整事務局局長宛「閉鎖朝鮮人学校在学児童の受入れに関する件」添付「朝鮮人学校閉鎖状況一覧表(昭和二年一月十一日現在)」
- (37) 中島智子「解放直後の京都における朝鮮人民族教育(一九四五～一九四九年)」『在日朝鮮人史研究』二〇号 一九九〇、四二頁
- (38) 京都府庁文書「教職不適格判定一件 昭27・13」、「教職審査例規昭27・11」等
- (39) 前掲(18)
- (40) 京都府庁文書「学校設置廃止 昭25・10」等
- (41) 一九四九年十一月二十五日京都府告示第八三六号(京都府公報一九四九・一一・二五)
- (42) 京都府庁文書「学校設置廃止 昭24・7」等
- (43) 一九四九年十二月十六日京都府告示第八八六号(京都府公報一九四九・一二・一六)
- (44) 二つの申請起案文書を仔細に検討すると、次のような疑問が出てきた。
- ①府知事の認可の日付の欄は一方は未記入、もう一方には後日押されたと思われるゴム印がはみ出して押されている。②開校年月日の欄は、ともに十一月二十一日と

記入されているが、京都韓国学院のものは筆跡から後日記入されたことがわかる。③二校は同じ日の認可で、起案文書番号も連番（四学第八三三、八三三）になっているが、公報への搭載は、京都梅津学校が十一月二十四日、京都韓国学院が十二月十五日と大幅にずれている。④京都韓国学院は「十一月二十日申請」（京都梅津学校は十一月一日申請）とあり、書類では申請の翌日に認可されたことになっている。以上のことから、京都韓国学院の申請は実際には十一月二十一日以降に出されたが、認可日は京都梅津学校と同一の十一月二十一日にする、何らかの事情があったのではないかと推測する。

(45) 京都市での朝鮮人学校からの転校は一九五〇年一月以降にだけでなく、閉鎖や校舎明け渡しが表面化した一九四九年からは始まっていたものと考えられる。したがってこの時期全体としてはこれを越える数と考えられる。

(46) 「朝鮮人教育問題に関する方針（通知）」（発教施一一六号京都市教育委員会 一九四九・九・一九）

(47) 「朝鮮人児童生徒の取扱い（通知）」（発教施一四八号京都市教育委員会 一九四九・一〇・三二）

(48) 向上社小学校、韓国居留民団小学校の名称については調査中である。

京都における朝鮮人学校閉鎖期（1948～1950）の状況

資料1. 京都府内朝鮮人学校関連年表（1948～1950）

年	月	日	京都府内の動き（●…全国の動き）	
1947	9	23	京都朝鮮中学校学校設置認可（1947.5.13開設）	
1948	1	24	●学校教育局長通達「朝鮮人学校の取扱いについて」 1・24通達 「朝鮮人も日本の学校に就学義務」 「学令児（生徒）対象の各種学校は認めない」	
		3	2 京都府教育部長通牒 「朝鮮人児童並びに生徒の就学義務について」	
	4	24	●阪神教育事件	
		30	府教育部－朝連/朝鮮人教育会と協議会（京都軍政部出席）	
	5	5	●文部省・在日朝鮮人教育対策委 覚書交換	
		6	●学校教育局長通達「朝鮮人学校に関する問題について」 「基準に合致した朝鮮人学校は私立学校として認可」 「日本の学校への転学者は日本人同様とす」	
	6	15	府教育部と朝連（5/15）・教育会（5/18）と覚書 ・私立学校としての認可申請する ・放課後・休日等に朝鮮人学校に在学可 ・特別学級を設置、選択教科・自由研究で朝鮮人独自の教育可	
		30	京都府教職員適格審査の結果「在日朝鮮人連盟（合計27名）適格者と判定する」（京都府公報） 以降、8月31日付13名、9月21日付4名適格者	
	9	15	京都府 学校設置認可 7校（朝連西陣小学校、朝連東中小学校、朝連九条小学校、朝連東寺小学校、朝連山内小学校、連梅津小学校、朝連山科小学校）	
	10		京都市教育局・朝連「朝鮮人児童への特別な教育」に関して覚書「特別教育」のために9学校の教室の使用可能	
	11	1	（京都府教育委員会、京都市教育委員会発足）	
1949	4	4	（市教育委員会 市立小学校内「特別学級」休校、閉鎖措置）	
		8	市教育委員会 会議「朝鮮人学校について」	
	5	2	府教育委員会 特別学級設置不認可（←軍政部方針）朝連京都府本部教育関係者に通知	
		7	京都市民部グレゴリー教育課長朝連代表に「特別学級設置は違法」との見解を表明	
	31	在日大韓基督教京都教会夜間中学校学校設置認可（1949.4.1開校）		
	9	6	市教育委員会 会議「朝鮮人教育問題について」陶化小特別学級閉鎖の方針決定	
		8	●朝連解散・財産接収	
		19	市教育委員会 通知「朝鮮人教育問題に関する方針」（陶化小特別学級の児童受入れについて）	
	31	市教育委員会 第一朝連初等学校（陶化小）校舎深夜封鎖		
	10	1	紫竹学院 「閉鎖」	
		13	●文部省管理局长・法務局特別審査局长通達「朝鮮人学校に対する措置について」 ・朝鮮人学校の閉鎖・改組・廃校等の児童・生徒は公立学校に収容	
		19	●朝鮮人学校の閉鎖及び改組を全国に通知 東中小学校 「閉鎖」 朝鮮人学校14校（認可校10、無認可校4）に知事名の命令書 ・2週間以内に財団法人経営学校としての文部大臣認可を取るか、または公立学校への転校処置をとるよう勧告	
		31	市教育委員会 小・中学校宛に「朝鮮人児童生徒の取扱いについての通知文」 京都府教職員適格審査委員会 朝連西陣小学校の校長を教職不適格と判定	
	11	1	1	●事務次官通達「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」 ・学区は日本人同様、一般学級に編入 ・事情があれば当分の間特別の学級、分校の設置可・正規の授業外に朝鮮語等の教育可
			2	財団法人京都朝鮮学園（元朝連系西陣小学校、久世分校、東九条小学校、及び西陣中学校経営） 及び財団法人大韓民国京都教育会（京都朝鮮中学校経営）より新法人設立認可の申請→「一応保留」
		5	5	・9校に閉鎖命令・京都朝鮮東中小学校、梅津小学校、東寺小学校、九条小学校、山ノ内小学校、山科小学校（認可校）、建国小学校、京都与謝朝連小学校、京都紫竹小学校（無認可校） ・5校については、財団法人大韓民国京都教育会と財団法人京都朝鮮学院の2財団が合併の上、再申請が認可条件
			11	東中小学校、与謝朝連小学校の児童 地元の小学校編入
15		●事務次官通達「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」 大韓民国京都教育会と京都朝鮮学院の2財団合併の話し合いはまとまらず、個別に申請、不認可		
19		久世小学校（久世分校） 「閉鎖」		
21		京都朝鮮梅津学校設置認可（各種学校）、韓国学院（建国小学校）学校設置認可（各種学校）		
24		●初中局長通達「朝鮮人児童・生徒の公立学校受入れについて」		
1950	1	9 久世小学校（分校）児童 在住地の小学校へ編入		
	3	23 朝連西陣小学校卒業式（閉鎖）		

資料2. 京都府公報（1946～49）に記載されている朝鮮人学校「学校設置認可告示」

	公報記載事項						設置申請の行政文書の有無
	記載年月日	名称	位置	公報記載告示文	管理者(設置者)	他の記載事項	
1	1947.9.23	京都朝鮮中学	左京区北白川東平井町8番地	京都府告示第572号「各種学校設置の件認可した」認可日 9月8日	(設置者)京都朝鮮人教育会代表者 金元守	学校設置の時期 昭和22年5月13日	有
2	1948.9.21	京都朝聯西陣小学校	中京区西ノ京岡町13番地	京都府告示第608号「学校設置の件を認可した」認可日 9月15日	財団法人京都朝聯学校管理組合連合会	記載なし	無
3		京都朝聯東中小学校	舞鶴市中舞鶴加津良				
4		京都朝聯九條小学院	下京区西九条比永城町30番地				
5		京都朝聯東寺小学院	下京区八条源町45番地				
6		京都朝聯山内小学院	右京区山内中畑町56番地				
7		京都朝聯梅津小学院	右京区梅津段町1番地				
8		京都朝聯山科小学院	東山区山科御陵中内町25番地				
9		1949.5.31	在日本大韓基督教京都教会夜間学校				
10	1949.11.25	京都朝鮮梅津学校	右京区梅津段町1番地	京都府告示第836号「学校設置の件認可した」	(設置者) 孫三石	開校年月日 昭和24年11月21日	有
11	1949.12.16	京都韓國学院	上京区堀川中立売役人町226	京都府告示第886号「学校設置の件認可した」	(設置者) 金鐘元	開校年月日 昭和24年11月21日	有

「学校設置認可」については京都府知事名で京都府公報に告示されている。この表は1946年～1949年までの4年間の京都府公報の中から確認できた11件の「朝鮮人学校の学校設置認可告示」である。記載事項は暦年以外は原文のままとした。表右の「設置申請の行政文書の有無」については、11件の中で、京都府庁文書「学校設置廃止」簿冊に設置認可申請書等起案文書の保存の有無である。なお、「学校設置廃止」文書類は、「永年保存」扱いとされてきたようである。(2007年9月調べ)